

[2023年9月28日・11月30日・12月21日・2024年1月25日・2月22日理事会にて承認 2024年度より施行]

第1章 競技規定

第1条

- 1 本法人の競技規定を次の通り定める。
- 2 本法人の都県連盟は本規定に準じて、その地域の実情に即応した「都県連盟競技規定」を定めることができる。

第2条 本法人で開催される公式選手権及び競技会の種別と、その内容は次の通りと定める。

競技 名称	プロ アマ	種目 内容	競技種目	競技内容
J B D F プロフェッショナル ダンス選手権	プロ	S=W.T.F.Q.Vw L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
全日本アマチュア ダンス選手権	アマ	S=W.T.F.Q.Vw L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
日本インターナショナル ダンス選手権	共通	S=W.T.F.Q.Vw L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
全日本選抜ダンス 選手権	共通	S=W.T.F.Q.Vw L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
10ダンス選手権	共通	S=W.T.F.Q.Vw L=C.S.R.P.J	10種目総合	大会要項に明記
ジャパントロフィー	共通	S=W.T.F.Q.Vw L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
全日本セグエ選手権	プロ	S= L=		大会要項に明記
全国国民ダンス選手権	共通	S=W.T.F.Q L=C.S.R.P	4種目総合 4種目総合	
東部日本選手権	共通	S=W.T.F.Q.Vw L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	
全関東選手権	共通	S=W.T.F.Q.Vw L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
東京ダンスグランプリ	プロ	S=W.T.F.Q.Vw L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
東京ダンス選手権	共通	S=W.T.F.Q.Vw L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	
ムーアカップダンス選手権 スタンダード・ラテン	プロ	S=W.T.F.Q L=C.S.R.P	4種目単科 4種目単科	大会要項有り
NATD杯 スタンダード・ラテン	プロ	S=W.T.又はF.Q L=C.S.又はR.P	2種目総合 2種目総合	大会要項有り

B級 競技会	共通	S=W.T.F.Q.Vw L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	
C級 競技会	共通	S=W.T.F.Q L=C.S.R.P	4種目総合 4種目総合	最終予選前までは3種目、最終予選より4種目
D級 競技会	共通	S=W.T.又はF.Q L=C.S.又はR.P	2種目総合 2種目総合	
E級 競技会	アマ	S=T.F L=C.P	2種目総合 2種目総合	ISTD 教本及びIDTA 教本の全て
ライジングスター競技会	共通	S=シラバスに明記 L=シラバスに明記	2種目総合 2種目総合	大会要項に明記
ノービス級 競技会	プロ	S=W.Q.又はT.F L=S.R.又はC.P	2種目総合 2種目総合	ISTD 教本及びIDTA 教本の全て
ノービス級 競技会	アマ	S=W.T L=C.R	2種目総合 2種目総合	
ジュニアイル競技会	アマ	S= L=		大会要項及び年度、 前期後期競技日程 表 に明記
ジュニア競技会	アマ	S= L=		
ユース競技会	アマ	S= L=		
全日本シニア選手権	アマ	S= L=		前期後期競技日程 表に明記
シニア選手権	アマ	S= L=		
シニア B級競技会	アマ	S= L=		
シニア C級競技会	アマ	S= L=		前期後期競技日程 表に明記
シニア D級競技会	アマ	S= L=		
シニアノービス級 競技会	アマ	S= L=		ISTD 教本及び IDTA 教本の全て
全日本グランド・シニア 選手権	アマ	S= L=		前期後期競技日程 表に明記
グランド・シニア選手権	アマ	S= L=		

グランド・シニア B級 競技会	アマ	S = L =		前期後期競技日程 表に明記
グランド・シニア C級 競技会	アマ	S = L =		
グランド・シニア D級 競技会	アマ	S = L =		
グランド・シニア ノービス級 競技会	アマ	S = L =		ISTD 教本及び IDTA 教本の全て
スーパーシニア競技会	アマ	S=W.T		大会要項に明記
D級限定（オープン） 競技会	アマ	S=W.T.又はF.Q L=C.S.又はR.P	2種目総合 2種目総合	
E級限定（オープン） 競技会	アマ	S=T.F L=C.P	2種目総合 2種目総合	ISTD 教本及び IDTA 教本の全て

※競技の成立は、申込み締め切り時点において申込組数3組以上で成立する。

第3条 選手権及び競技会の出場資格を、次の通り定める。

競技会名称	出場資格
J B D F選手権	大会要項で定める出場規定による。
全日本アマチュアダンス選手権	
日本インターナショナル選手権	
全日本選抜選手権	
全日本セグエ選手権	
全日本10ダンス選手権	
ジャパントロフィー	
全国国民ダンス選手権	
東京ダンスグランプリ	
ライジングスター競技会	
東部日本選手権	プロ・アマ共A～D級の登録選手
全関東選手権	
東京ダンス選手権	
ムーアカップスタンダード選手権	プロ A～D級の登録選手
ムーアカップラテン選手権	プロ A～D級の登録選手
N A T D杯	プロ C.D級の登録選手
B級競技会	プロ・アマ共B.C.D級の登録選手
C級競技会	プロ・アマ共C.D級の登録選手
D級競技会	プロ D.N級の登録選手／アマD.E級の登録選手
E級競技会	アマ E.N級の登録選手

ノービス級競技会	プロ・アマ共N級の登録選手
ジュブナイル競技会 ジュニア競技会 ユース 競技会 スーパーシニア競技会	競技規定、第9条と第28条の規定による。
全日本シニア選手権	シニアA～D級の登録選手、及び大会要項出場規定による。
シニア選手権	シニアA～D級の登録選手、及び大会要項出場規定による。
シニアB級競技会	シニアB.C.D級の登録選手
シニアC級競技会	シニアC.D級の登録選手
シニアD級競技会	シニアD.N級の登録選手
シニアノービス級競技会	男女共35才以上のアマチュアN級登録選手。 但し、シニアD級にスライド登録する資格を得ている選手と他広域加盟団体の登録選手を除く。
全日本グランド・シニア選手権	グランド・シニアA～D級の登録選手、及び大会要項出場規定による
グランド・シニア選手権	グランド・シニアA～D級の登録選手、及び大会要項出場規定による
グランド・シニアB級競技会	グランド・シニアB.C.D級の登録選手
グランド・シニアC級競技会	グランド・シニアC.D級の登録選手
グランド・シニアD級競技会	グランド・シニアD.N級の登録選手
グランド・シニアノービス級競技会	満55才以上のアマチュア男子(女子の年齢は問わず)のN級登録選手。但し、グランド・シニアD級にスライド登録する資格を得ている選手と他広域加盟団体の登録選手を除く。
D級限定オープン競技会	アマD級の登録選手、及び大会要項出場規定による
E級限定オープン競技会	アマE級の登録選手、及び大会要項出場規定による

- 1 原則として、オープン制とするが、出場資格は級限定とする。
- 2 海外及び未登録選手の出場については、本法人が出場を認めた場合は出場することができる。但し、当該選手の競技歴並びに技量により制約することがある。

第4条 出場規定 選手の出場規定を、次のように定める。

- 1 登録選手は、その年度内に於ける自己級競技会には必ず出場する義務が課せられる。また、上位級の競技会に出場する際、当日同会場で自己級の競技会が開催される場合は必ず自己級の競技会にも出場しなければならない。
- 2 競技会及び選手権に出場する選手は、特別の指定がある場合を除き、開催日の3週間前までに、所定の申込用紙を提出しなければ出場することができないが、本法人が認めた場合には出場することができる。
- 3 J B D F 及び他広域加盟団体以外で開催される全ての選手権及び競技会に出場を希望するときは、予め文書により本法人会長に届け出て許可を得なければ出場することはできない。
- 4 欠場届及び出場取消。
 - (1) 自己級の競技会に出場できない選手は、その理由を記した欠場届けを本法人宛に提出しなければならない。
 - (2) 出場申込後、出場不可能となった場合は、直ちに主催者に届出の上、理由を記した欠場届に出場料を添えて提出しなければならない。
- 5 本法人が主催する競技会及び選手権の出場料は、下記によるものとする。
 - (1) 選手権(特に大会要綱で定められた選手権を除き、下記の通りとする)

プロ(団体所属)	6,000円
(無所属)	7,000円
アマ(団体所属、学連を含む)	7,000円
(無所属)	8,000円
 - (2) B. C. D級競技会

プロ(団体所属)	5,000円
(無所属)	6,000円
 - (3) アマB. C. D. E級競技会

アマ(団体所属、学連を含む)	6,000円
(無所属)	7,000円
 - (4) シニア、グランド・シニア選手権

アマ(全員)	7,000円
--------	--------
 - (5) シニア、グランド・シニア、B. C. D級競技会

アマ(全員)	5,000円
--------	--------
 - (6) ノービス競技会

プロ(団体所属)	6,000円
(無所属)	7,000円
アマ(団体所属、学連を含む)	6,000円
(無所属)	7,000円
 - (7) ジュニア(全員)

ジュニア(全員)	3,000円
----------	--------

第5条 選手の登録義務

- 1 本法人の各種競技会に出場する場合は、事前に本法人への選手登録を完了しなければならない。
 - (1) 本法人のノービス競技会に出場するプロフェッショナル選手は、東部日本ボールルームダンス連盟事務局を通じて本法人にノービス選手登録をしなければならない。
 - (2) D級への昇級や他連盟からの移籍、引退からの復帰やターンプロ等によりD級以上の資格を獲得したプロフェッショナル選手は、東部日本ボールルームダンス連盟プロフェッショナル選手会への入会手続きを行ない、東部日本ボールルームダンス連盟プロフェッショナル選手会を通じ、本法人に選手登録をしなければならない。
 - (3) 本法人のノービス競技会（シニア・グランドシニアを含む）に出場するアマチュア選手は、原則としてリーダーの現住所のある各都県ボールルームダンス連盟を通じ、本法人にノービス選手登録をしなければならない。
 - (4) ノービス競技会（シニア・グランドシニアを含む）での昇級や他連盟からの移籍、引退からの復帰等により、E級（シニア・グランドシニアはD級）以上の資格を獲得し本法人の各種競技会に出場するアマチュア選手は、上記3項と同様、原則としてリーダーの現住所のある各都県ボールルームダンス連盟を通じ、本法人に選手登録をしなければならない。
- 2 二重登録 … 本法人に登録した選手は他の組織に登録することはできない。但し本法人が認めた場合はその限りではない。
- 3 新規登録 … 新たにノービス級競技会へ出場する時、又は一旦資格を失った選手が再び資格を得る時の登録。
- 4 繙続登録 … 既に登録されている選手が、その登録年度から次年度に、その資格を継続する登録。 繙続登録の時期は毎競技年度終了後、1ヶ月以内とする。
 - ◎ 競技年度とは、毎年1月1日から12月31日迄とする。
- 5 スライド登録 アマ登録選手は、シニア、グランド・シニアの年齢に満たされればスライド登録できる。
 - (1) シニア登録選手はグランド・シニアの年齢に満たされればスライド登録できるが、アマ登録選手へのスライド登録はできない。
 - (2) グランド・シニアの登録選手はシニア、アマ登録選手へのスライド登録はできない。
- 6 スライド登録は都県連盟にて行い、都県連盟より本法人に届出を提出する。

- 7 スタンダード、ラテン両セクションに登録資格を有している者は、スタンダード、ラテンそれぞれに登録するものとする。但し、登録番号は同一番号とする。
- 8 アマ選手が、シニア、グランド・シニアに重複して登録しても登録番号は同一番号とする。シニア選手、グランド・シニア選手も同じである。
- 9 スライド再登録（都県連盟管轄）の場合は再登録手数料6,000円を必要とする。

第6条 登録資格の抹消。次に該当する選手は、その登録資格を抹消される。

- (1) プロD級=自己級に1回も出場しなかった時。
- (2) アマE級=自己級に1回と自己級及び上位級競技会の組み合わせで最低2回以上出場していないかったとき。
- (3) プロ・アマN級=2年度継続登録を行なわなかったとき。
- (4) シニアD級=自己級及び上位級に2回出場しなかった時。
- (5) グランド・シニアD級=自己級及び上位級に2回出場しなかった時。

第7条 登録料

- (1) 新規登録（1セクション） 2,000円
- (2) 継続登録（1セクション） 1,000円
- (3) 移籍及び転向による登録は新規登録と同じ扱いとする。
- (4) 継続登録期間を過ぎての登録は、継続登録料を3,000円（1セクション）とする。

第8条 登録証再発行規定

- (1) 選手登録証を下記の理由で再発行する場合は、書面をもって本法人に再発行手続きをとる。
 - (2) 紛失した場合。（再発行手数料が必要）
リーダー、パートナーどちらか一方の選手登録証がある場合、ある方の登録証を回収するため、申請時に添付する。
再発行後、選手登録証が見つかった場合、速やかに本法人事務局に送付する。
 - (3) 選手登録証の記載内容に変更が生じた場合。
リーダー、パートナーどちらの選手登録証も回収するため、申請時に添付する。
(2)はどの理由があってもリーダー、パートナーどちらか一方の選手登録証が回収できない状況の場合は、再発行の手数料が掛かる。
- (4) 再発行 手数料 1,000円
- (5) 選手登録証の複数所有、貸し出し、譲渡する事はできない。

第9条 服装規定

(1) プロ選手(全競技会)	スタンダード	礼服	ラテン	自由
(2) アマ選手(選手権)	スタンダード	礼服	ラテン	自由
(3) アマ選手(B～E級)	スタンダード	自由	ラテン	自由
(4) アマ選手(N級)	スタンダード	自由	ラテン	自由
(5) ジュニア	JBDF ジュニア	競技会	服装規制に準ずる	
(6) ジュニア	スタンダード	自由	ラテン	自由
(7) ユース	スタンダード	自由	ラテン	自由
(8) シニア選手(選手権)	スタンダード	礼服	ラテン	自由
(9) シニア選手(B～N級)	スタンダード	自由	ラテン	自由
(10) グランド・シニア選手(選手権)	スタンダード	礼服	ラテン	自由
(11) グランド・シニア選手(B～N級)	スタンダード	自由	ラテン	自由
(12) スーパーシニア	スタンダード	自由	ラテン	自由

(2024年1月25日理事会承認)

第2章 昇降級規定

○競技会基本ルール

競技者本人が体調不良により棄権を申し出た場合、そのラウンドは残ったものとする。

棄権した選手が次のラウンドに残っていた場合は、通過したものと認める。

ただし、決勝において順位は付かないが、昇降級会議において、決勝棄権というかたちで決勝扱いとする。

第10条 選手のランキングは、1競技年度内の成績により、昇級又は降級を決定し、別表の規定により判定の困難な状態が生じた時には理事会の審議により決定する。

第11条 プロフェッショナル昇級規定を以下のように改定する。

- 注) ・部門を明記していない場合、スタンダード・ラテン共通とする。
・順位及び回数は以上とする。

級	摘要事項	昇級時期
A 級 ↑ B 級	(1) B級競技会で前期・後期それぞれ1~3位に1回ずつ入賞したとき。 (2) B級競技会で決勝(1~6位)に2回入賞し、上位級競技会で決勝(1~6位)に1回入賞したとき、もしくは準決勝に2回入賞したとき。 (3) B級競技会で決勝(1~6位)に1回入賞し、上位級競技会で決勝(1~6位)に1回と準決勝に1回入賞したとき、もしくは上位級競技会で準決勝に3回入賞したとき。	年度末
B 級 ↑ C 級	(1) C級競技会で1~3位に1回入賞したとき。 (2) C級競技会で決勝(1~6位)に1回入賞し、C級競技会で準決勝に1回入賞したとき、もしくは上位級競技会で準決勝に1回入賞したとき。 (3) 上位級競技会で決勝(1~6位)に1回入賞したとき。	年度末
C 級 ↑ D 級	(1) D級競技会で1位に1回入賞したとき。 (2) D級競技会で6位以上に2回入賞したとき。 (3) D級競技会に出場の上、上級競技会で6位以上に入賞したとき。	即日 年度末

D 級 ↑ N 級	(1) ノービス昇級規定に準じる。	即 日
-----------------------	-------------------	-----

N級選手がD級競技会に出場した場合の昇級規定

D 級 ↑ N 級	(1) スタンダード、ラテン共通、D級競技会で3位以上に入賞した時。	即 日
-----------------------	------------------------------------	-----

※N級選手がD級競技会で上位の成績をおさめてもC級への昇級はありません。

また、上記のような場合によりD級選手の昇級範囲内にN級選手が入っても、D級選手の繰り上げ昇級はありません。

※D級に昇級した時点で従来通りの手続きにてE J B D F プロフェッショナル選手会への入会手続きを行わなければならない。

(2024年1月25日理事会承認)

第12条 アマチュア昇級規定

- 注) ・部門を明記していない場合、スタンダード・ラテン共通とする。
 ・順位及び回数は以上とする。

級	摘要事項	昇級時期
A 級 ↑ B 級	(1) B級競技会で決勝(1~6位)に2回入賞したとき。 (2) B級競技会で決勝(1~6位)に入賞し、選手権で決勝に入賞したとき、もしくは準決勝に2回入賞したとき。(平成30年5月24日 理事会承認)	年度末
B 級 ↑ C 級	(1) C級競技会で決勝(1~6位)に入賞したとき。 (2) C級競技会で準決勝に2回入賞したとき。 (3) 上位級競技会で準決勝に1回入賞したとき。	年度末

C 級 ↑ D 級	(1) スタンダード、D級競技会で決勝(1~6位)に1回入賞したとき。 (2) スタンダード、上位級競技会で決勝(1~6位)に1回入賞したとき。 (3) スタンダード、D級競技会で出場組数が251組を越える場合、準決勝に1回入賞したとき。 (4) ラテン、D級競技会はノービスの昇降規定に準じる。 (5) ラテン、上位級競技会で決勝(1~6位)に1回入賞したとき。	即 日
	(6) D級競技会で準決勝に2回入賞したとき。 (7) ラテン、上位級競技会で準決勝に1回入賞したとき。	
C 級 ↑ E 級	(1) E級選手がD級競技会で上記D級の昇級規定の基準を満たしたとき。	即 日
D 級 ↑ E 級	(1) ノービス昇級規定に準じる。	即 日
D 級 ↑ N 級	(1) N級選手がE級競技会で上記E級の昇級規定の基準を満たしたとき。	即 日
E 級 ↑ N 級	(1) ノービス昇級規定に準じる。 (2) N級競技会で準決勝に2回入賞したとき。	即 日 年度末
特 別 昇 級	(1) C級以下の選手が自己級競技会において昇級資格を取得した上で、上位級競技会に出場し 優秀な成績をおさめたときは理事会の審議により二階級以上昇級させる場合がある。	年度末

第13条 ノービス、及びアマE級昇級規定

出場組数	成績	昇級組数
3組～10組	1位～2位	2組
11組～20組	1位～3位	3組
21組～30組	1位～4位	4組
31組～40組	1位～5位	5組
41組～50組	1位～6位	6組
51組～60組	1位～7位	7組
61組～70組	1位～8位	8組
71組～80組	1位～9位	9組
81組～90組	1位～10位	10組
91組～100組	1位～11位	11組
101組～240組	1位～準決勝	準決勝組
241組～	1位～準々決勝	準々決勝組

1 上記規定の適用は、エントリー締め切り時の組数に対してであり、当日の出場組数ではない。

(2023年11月30日理事会承認)

第14条 シニア競技会、グランド・シニア競技会のポイント昇級規定

D級以上の昇級に必要な得点は下記の通りとする。ノービス級はアマ規定に準じる。

各級共1競技年度、昇級に必要なポイントを獲得した選手が昇級する。

(平成30年2月22日 理事会承認)

D級	→	C級	8 ポイント
C級	→	B級	11 ポイント
B級	→	A級	15 ポイント

※出場組数に対する入賞選手の獲得点数。

出場組数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	準決勝
1-10	8	7	6	4	4	4	
11-20	9	8	7	5	5	5	
21-30	11	9	8	6	6	6	
31-40	13	10	9	7	7	7	1
41-60	14	12	10	8	8	8	3
61-80以上	16	14	11	9	9	9	4

自己級及び上級競技会での得点を合計して年度末に昇級が決定される。

D級に限り、獲得点数によっては即日昇級もあり。（※累積での即日昇級はありません。）

全日本選手権の得点数は61組以上の得点とする。

(2023年11月30日理事会承認)

※シニア、グランド・シニア、ノービス級選手がシニア、グランド・シニアD級競技会に出場した場合の昇級。

3～30組出場：6位入賞、31組以上出場：準決勝入賞

上記の規定は競技参加組数であり、申し込み組数ではない。

※シニア、グランド・シニアD級競技会で即日昇級したノービス選手→ポイント付与なし
但し、同日行なわれるノービス・D級（S・G S）共に出場しノービス競技会で昇級し
D級競技会でポイント付与される成績を納めた場合は、ポイント付与となる。

第15条 降級規定

- 注) ・部門を明記していない場合、スタンダード・ラテン共通とする。
・順位及び回数は以上とする。

I = プロ降級規定

級	摘要事項	降級時期
A級 ↓ B級	(1) 別表参考 ※印 (原則として準決勝2回とする。) 東部日本ボールルームダンス連盟の選手権の準々決勝を設ける事に よって準々決勝2回で準決勝と同等の扱いをする。	年度末
B級 ↓ C級	(1) B級競技会及び上位級競技会で1回も最終予選の成績がおさめられなか ったとき。	年度末
C級 ↓ D級	(1) C級競技会で1回も最終予選の成績がおさめられなかったとき。 (2) C級競技会で一次予選を2回通過しなかったとき。 (3) 上位級競技会で一次予選を1回も通過しなかったとき。	年度末
D級 ↓ N級	(1) D級競技会に1回出場しなかったとき。	年度末
N級 ↓ 抹消	(1) 2年間継続登録を行なわなかったとき。	年度末

(2023年11月30日理事会承認)

注) 全日本選抜選手権は決勝、準決勝は単科競技なので総合成績でポイントを決める。
ムーアカップは単科で降級規定に係わっているので上位の成績をポイントとする。

A級保持ポイント表

1 競技年度におけるA級保持ポイントの合計

29点

※別表降級規定

- | |
|---|
| イ) 1競技年度において獲得ポイントが別紙のA級保持ポイント29点に満たない場合は降級対象となる。 |
| ロ) A級が東部日本選手権・東京選手権・全関東選手権のどれかの選手権に一度も出場しなかった場合は降級となる。(S A級は免除) |

(2023年12月21日理事会承認)

別表

A級 ポイント表

	全日本選抜	日本インター	JBDFFカップ	全日本	東京選手権	全国国民	ジャパンT	東部日本	全関東	ムーア	神奈川
決勝	35P	35P	35P		19P	17P	19P	19P	19P	17P	17P
準決勝	20P	20P	20P								
準々決勝	17P	17P	17P		8P	×	8P	8P	8P	3P	8P
最終予選	5P	5P	5P		4P	×	4P	4P	4P	3P	3P

II=アマチュア降級規定

級	摘要事項	降級時期
A級 ↓ B級	(1) 選手権で準決勝に1回も入賞しなかったとき。	年度末

B級 ↓ C級	(1) B級競技会及び上位級競技会で1回も最終予選の成績がおさめられなかつたとき。	年度末
C級 ↓ D級	(1) C級競技会及び上位級競技会で一次予選を1回も通過しなかつたとき。 (2) C級競技会及び上位級競技会に4回出場しなかつたとき。	年度末
D級 ↓ E級	(1) D級競技会で一次予選を2回通過しなかつたとき。 (2) D級競技会に3回出場しなかつたとき。	年度末
E級 ↓ N級	(1) E級競技会に1回とE級競技会及び上位級競技会の組み合わせで最低2回以上出場していなかつたとき。	年度末
N級 ↓ 抹消	(1) 2年間継続登録を行なわなかつたとき。	年度末

(2023年11月30日理事会承認)

III=シニア、グランド・シニア降級規定

級	摘要事項	降級時期
A級 ↓ B級	(1) 選手権で準決勝に1回も入賞しなかつたとき。	年度末
B級 ↓ C級	(1) B級競技会及び上位級競技会で一次予選を2回通過しなかつたとき。 (2) B級競技会及び上位級競技会で1回も最終予選の成績が認められなかつたとき。	年度末
C級 ↓ D級	(1) C級競技会及び上位級競技会で一次予選を1回も通過しなかつたとき。 (2) C級競技会及び上位級競技会に2回出場しなかつたとき。	年度末
D級 ↓ N級	(1) D級競技会及び上位級競技会で一次予選を1回も通過しなかつたとき。 (2) D級競技会に2回出場しなかつたとき。	年度末
N級 ↓ 抹消	(1) 2年間継続登録を行なわなかつたとき。	年度末

(2023年11月30日理事会承認)

第16条 昇降級補足事項

1 プロフェッショナルA級選手は1競技年度内で本法人主催の選手権、(東部日本ダンス選手権、東京ダンス選手権〔※ダンスグランプリを含む〕、全関東ダンス選手権)の何れかの競技会に1度も出場していない場合、全日本選抜選手権・日本インターナショナル選手権・J B D F ダンス選手権・全日本アマチュアダンス選手権の成績は除外するものとする。

また、プロフェッショナルB級以下の選手は1競技年度内で本法人公認の自己級競技会(ライジングスター競技会を除く)に1度も出場していない場合、第16条昇降級補足事項5及び6, 7, 8, 9, の適用は除外するものとする。

(2023年12月21日理事会承認)

2 全ての選手権及びB級競技会において、出場選手が84組以上で、ラウンド数が6ラウンドとなった場合は、1予選・2予選・3予選(最終予選)・準々決勝・準決勝・決勝とする。
(プロフェッショナル競技会のみ)

但しエントリー締め切り時点で84組以上の場合は若干の欠場があっても進行予定表を制作する関係で上記の規定で進行する。(平成28年9月29日 理事会承認により改正)

3 全日本選抜選手権・日本インターナショナル選手権・J B D F プロフェッショナル選手権、東京ダンスグランプリ(大会要項に明記された場合に限る)の準々決勝は他選手権の準決勝と同等の扱いとする。(プロフェッショナル競技会のみ)

4 公認競技会における競技中に生じた不測の事故傷害で競技出場が不可能となり公傷と認めた場合は、降級規定の適用を受けないものとする。

5 ジャパントロフィーは昇降級の適用を受ける競技会とする。

6 全国国民プロフェッショナル選手権及び全国国民アマチュア選手権(大会要項に明記された場合に限る)、神奈川選手権は降級規定の適用を受ける競技会とする。

7 関東甲信越ダンス選手権大会、並びに東北オープンダンス選手権大会は、プロフェッショナルB級以下の降級対象、及び東部日本登録アマチュアA級選手以下の降級対象競技会とする。

(令和元年11月28日理事会承認・2020年度より実施)

ブロック登録選手はブロックのアマチュア競技規定を適用する。

8 沖縄ダンス選手権大会は、プロフェッショナルB級以下の降級対象、及び東部日本登録アマチュアA級選手以下の降級対象、並びにプロ・アマ共通のD級選手の出場カウント競技会とする。

(令和元年11月28日理事会承認・2020年度より実施)

ブロック登録選手はブロックのアマチュア競技規定を適用する。

- 9 NATD主催のムーアカップ、スタンダード選手権・ラテン選手権（共にA級単科競技会）は降級規定、NATD杯はC級の降級規定の適用を受ける競技会とする。
- 10 公認競技会の競技中不測の事故傷害で競技出場が不可能となり、公傷と認められた場合、アマチュア選手で海外出張が長い期間にわたる時、申請により適當と認められた場合、降級規定の適用を受けないものとする。
- 11 入院を必要とする傷病、または一般生活において困難が生じる傷病によって競技会出場が不可能な場合。また、二親等までの親族で介護等が必要な場合、申請により適當と認められた場合、降級規程の適用を受けないものとする。（2023年9月28日理事会承認）
- 12 全日本10ダンス選手権総合順位6位以内に入賞し、スタンダード・ラテンアメリカン共にA級選手は、1競技年度内で本法人主催の選手権（東部日本ダンス選手権、東京ダンス選手権、全関東ダンス選手権）の何れかの競技会に出場した場合、他分野も出場カウント競技会として適用する。また、全日本10ダンス選手権総合順位6位以内に他連盟登録選手、他団体所属選手が入賞した場合、順位を繰り下げて本連盟所属選手の成績6組までを適用する。

第17条 産休規定

- 1 本法人産休規定は、期間、申請方法、必要書類等、昇降級規定の例外規定としてこれを設け、以下は産休を受けたときの付随事項である。
- 2 産休を受けようとする選手は、産休申請書に母子手帳のコピーを添付し、本法人会長宛に申請しなければならない。
- 3 産休は母子手帳交付日より、1年間とする。ただし、1年間で競技復帰が不可能な場合、申請により適當と認められた場合、追加の1年間を育児休暇期間とする。また、その年度にて競技復帰が可能な場合は「育児休暇復帰願い」を提出のうえで競技に出場が出来るが、その1年間の昇降級規定の適用は受けないものとする。
- 4 産休を受けた選手の昇降級は、2競技年度の中で正規の昇降級規定に準じて処理する事とする。また、育児休暇の申請した選手は、3競技年度の中で正規の昇降級規定に準じて処理する。
- 5 産休を受けた選手は、在籍年数に産休の1年間は加えないものとする。
追加で産休を受けた選手は、「産休復帰願い」が提出され、競技途中での復帰に関わらず、2年間は在籍年数に加算されない。
- 6 産休を受けた場合でも、各登録担当窓口を通じて登録をしなければならない。

- 7 万が一、予期せぬ事情で産休を終了する場合は、本法人会長宛に申請する事で、産休を解除できる。この場合においても、第3項の条文は適用される。
- 8 産休期間・育児休暇期間は、例え正規のパートナーでも出場できないが、申請解除後は出場出来る。ただし、出場しても昇降級の対象にはならない。
- 9 その他規定で判断できない場合は、本法人理事会で決定する事とする。

(2023年9月28日理事会承認)

第18条 S A規程(スペシャルA級)

- 1 J B D F プロフェッショナルダンス選手権、日本インターナショナル選手権、全日本選抜選手権において3回以上優勝、又は、これに準じる成績を得、チャンピオンとして相応しい人格を有する者は、本法人の推薦と競技委員会の審議により【S A級】の称号が与えられる。
- 2 S A級の選手は、降級することが無い。
- 3 S A級の選手が、2競技年度、競技会に不出場、若しくはS A級選手として相応しくない言動や成績を続けたときは引退勧告され、これに応じないときは選手資格を抹消される。
- 4 1・2・3項は、プロ、アマ、スタンダード及びラテンに共通する。
- 5 プロ、S A級選手が現役を引退して本法人に入社しJ B D F 審査会に登録された後、本法人審査部に所属し直ちに審査することができる。

付則 平成28年9月29日 理事会承認により改正

第3章 選手規定

第19条 移籍登録

- 1 他広域加盟団体の登録選手が、本法人に移籍登録を希望する時は、次の書類を用意し登録手続きをしなければならない。
 - (1) 旧所属広域加盟団体長発行の移籍承認書及び在籍証明書。
 - (2) 移籍願書
 - (3) 本法人の登録用紙(必要事項を記入したもの)。
- 2 他広域加盟団体から本法人への移籍に伴う所属級の変動は、下記の通りとする。
 - (1) S A級及びJ B DF選手権、日本インターナショナル選手権、全日本選抜選手権の準決勝に過去2年間以内に入賞しているA級選手及び最新全国ランキング48位までにランクされている選手は、旧所属広域加盟団体の級とする。
上記選手を除き原則として旧所属広域加盟団体での級から1階級降級するものとする。

第20条 アマチュアからプロフェッショナルへの転向

- 1 アマチュアからプロフェッショナルへの転向する時は、転向届けを提出し、選手登録をしなければならない。
- 2 アマチュアからプロフェッショナルへ転向した時の級の変動は、次の通りである。
 1. S A級は、A級に。
 2. A級は、C級に。但し、全日本、日本インター、全日本選抜で転向時から遡って、2競技年度内に決勝に入賞している時は、B級に。
 3. B、C級は、D級にそれぞれ登録することができる。
 4. D級選手を含み以下選手は、ノービス級とする。
- 3 プロフェッショナルからアマチュアに転向する場合は次の通りである。
 - (1) アマチュア選手身分回復願い届けを提出しなければならない。
 - (2) 商業インストラクターの資格を返上し、A級選手は競技年度明けより
1競技年度は出場できない。下位級は競技年度明けより出場可能とする。

第21条 技術団体間の移籍

- 1 現に所属している技術団体から、他の競技団体への移籍は、現所属団体の長と、新たに所属しようとする団体の長との合意がなければならない。
- 2 1項により合意が成立した時は、その合意書と移籍届を本法人会長に提出しなければならない。
- 3 1項により合意並びに合意書が提出できない時には、理由書を添付した移籍願いを本法人会長に提出し判定を受ける事ができる。

第22条 技術団体主催のノービス競技会

- 1 団体主催のノービス競技会の経費の負担は、下記の通りとする。
 - (1) 公認料 出場組数×100円
 - (2) コンピューター打ち込み料 出場組数×50円
 - (3) 機材運搬料 10,000円
 - (4) 本法人より会場までは、団体の責任で搬入する。

第23条 パートナー規程

- 1 アマチュア選手のパートナーは、アマチュアの女子に限る。
- 2 プロフェッショナル選手のパートナーは、限定されない。
- 3 プロフェッショナル選手のパートナーとして出場した女子は、アマチュア選手のパートナーとして出場することはできない。
但し、臨時パートナーとして、1競技年度1度の臨時パートナーの場合のみ、次年度よりアマチュア選手のパートナーとして出場することができる。
- 4 アマチュア登録選手のパートナーは、プロフェッショナル選手及びアマチュア選手の臨時パートナーはできない。(平成30年5月24日 理事会承認)
- 5 アマチュア、プロフェッショナル共、SA級及びA級選手のパートナーは、下級の臨時パートナーとして競技に参加する事はできない。
- 6 B級以下のパートナーは、1階級下のパートナーとして出場する事ができる。
但し、出場申込書に臨時である事を明記することを要す。
- 7 パートナーシップを解消した場合でも、その年度内は5・6項を適用する。
- 8 パートナーとして再登録するときは、次年度にならなければ登録する事はできない。
但し、SA級のパートナーに限り理事会の審議を得なければならない。
- 9 同性同士のパートナーシップを組む事はできない。

第24条 アマチュア選手規程

- 1 教師資格を保持している者及びプロフェッショナルである事を声明した者は、アマチュア選手として競技会に出場する事はできない。
- 2 ダンスを踊ったり指導したりすることで必要経費以上の報酬や出演料を得ている者は、アマチュア選手として競技会に出場する事はできない。
- 3 アマチュアとして身分を失った選手が、その身分の回復を請願中にある時は、アマチュア選手として競技会に出場する事はできない。
- 4 アマチュア選手がデモンストレーションに出演する時は、出演願いを本法人に提出をしなければならない。その場合も必要経費以上の報酬を受けてはならない。

第25条 プロフェッショナル選手規程

- 1 選手登録を完了した後、プロフェッショナル選手会入会の資格を得た時より2年以内にプロフェッショナルダンス教師の資格を取得しなければならない。
プロフェッショナルダンス教師の資格を取得できないプロフェッショナル選手は理由書を本法人に提出し理事会の審議を得なければならない。
- 2 プロフェッショナル選手は、競技会の審査をしてはならない。
但し、アマチュア競技会に限り、届出の上、理事会の承認を得ればその限りではない。

第26条 海外遠征に於ける選手規程

- 1 海外の技術習得を目的とした留学又は、研修旅行。
海外で開催される国際的な競技会に出場を希望する者。
事前に本法人会長宛、文書により提出、理事会の審議を経て許可を得なければならない。
- 2 留学選手は、下記の条件を持つ者に限る。
 - (1) S A級又は、A級選手である事。
 - (2) 選手権の決勝に入賞している事。
 - (3) 期間が9ヶ月以上である事。
- 3 留学選手の特權
 - (1) 留学期間中は昇降級規定の適用は受けない。
 - (2) 帰国後直ちに如何なる選手権にも所定の手続きをすれば出場する事ができる。

4 研修旅行する選手の条件

(1) 留学以外の選手。

(2) 旅行期間中に於いても、競技規定の適用を受ける。

5 上記以外の事項については、本法人会長宛、文書をもって提出し、理事会の審議を受けなければならぬ。

第27条 ジュニア、ジュニア、ユース、シニア、グランド・シニア、スーパーシニア規程

1 ジュニア …… 12歳(12歳の誕生日)未満の男女、ジュニアまで出場可能。

フィガー及び服装規制あり。

2 ジュニア …… 12歳より16歳(16歳の誕生日)未満の男女、ユースまで出場可能。

3 ユース …… 16歳より19歳(19歳の誕生日)未満の男女、アマチュアまで、
出場可能。

4 シニア …… 男女とも35歳以上のアマチュアに限る。

5 グランド・シニア…55歳以上のアマチュア男子、パートナーはアマチュアのみで年齢は問わない。

6 スーパーシニア …65歳以上の男子、パートナーの年齢は問わない。

*ジュニア、ジュニア、ユースの選手権は、男女カップルのみとする。

*ジュニア、ジュニア、ユースの競技会は、男女カップル及び女子同士カップルも出場出来る事とする。(平成29年9月21日 理事会承認)